

2. 規制基準

建設作業の種類 (作業がその作業を開始した日に終わるものを除く)		騒音又は振動の作業場所の敷地の境界線における大きさ	作業ができない期間(夜間)		1日における作業時間		同一場所における作業期間		日曜日、休日における作業
			第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	
騒音	くい打くい抜機等	85 デシベル	午後 7時 ～ 翌日 午前 7時	午後 10時 ～ 翌日 午前 6時	10時間 を超えない こと	14時間 を超えない こと	連続して 6日を超えないこと	禁止	
	びょう打機								
	さく岩機								
	空気圧縮機								
	コンクリートプラント又はアスファルトプラント								
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザー								
振動	くい打くい抜機等	75 デシベル							
	鋼球による破壊								
	舗装版破砕機								
	ブレーカー								
適用除外			ABCDE	AB	AB	ABC DEF			

・表中A～Fは、次の場合をいう。

- A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合。
- B 人の命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合。
- C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合。
- D 道路法第34条(道路の専用許可)、第35条(協議)による場合。
- E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合。
- F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のため電気工作物の機能を停止して日曜日、休日に行う必要がある場合。